

# 新入留学生オリエンテーション



立命館大学 衣笠国際教育センター

## 本日の内容

- 1. 国際教育センターについて
- 2. 在留に関わる手続き (住民登録・在留カード・在留期間の更新・アルバイト・再入国)
- 3. 留学生の皆さんが忘れずに行う必要があること
- 4. 留学生支援コーディネーターについて
- 5. 国際教育センターへのアクセス (オンラインサポートデスク、窓口の場所)

## 国際教育センターとは?

## 留学生

生活相談

在留資格

経済支援

## 国際教育センター

国際教育センターは、留学生の皆さんにとって重要な、「生活相談」「在留資格」「経済支援」の3つについてサポートをしています。

## 国際教育センターとは?

留学生 学修・研究をする!

留置

## 国際教育センター

- ・大前提として、在留資格が無いと、日本にいることは出来ません。
- ・学修・研究をするために在留資格「留学」が与えられています。



#### 学修・研究をきちんとできていないと、在留資格「留学」を失う

可能性がある(在留資格更新が認められない、不法滞在と見なされる等)

## 国際教育センターとは?



## 国際教育センター

生活面・経済面で不調があると、学修活動に悪い影響が生じます。 その結果、成績が悪くなる ⇒ 在留資格「留学」を保持できなくなる。

<u>皆さんが学修・研究に集中できるよう、国際教育センター</u> は上記3つの面でサポートをしています。

### 日本に来たら/住む場所を決めたら行うこと

生活相談

以下3つの手続きを区役所/市役所で行います。 全て区役所で行うことができますので、同じ日にまとめて行いましょう。

#### ① 住民登録

在留資格を有する外国人は、来日した時や住所が変わった時に、**住んでいる地域の市役所/区役所等で必ず住所の届出をする**義務があります。住所を定めてから14日以内に届出をしてください。手続きの詳細は、<u>京都市国際交流協会のホームページ</u>に詳しく書かれているので、参考にしてください。

# ② 国民健康保険への加入

国民健康保険は、日本の公的医療保険制度です。3か月以上日本に在留する外国人は、必ず加入する必要があります。 国民健康保険に加入すると、国民健康保険料を支払う必要がありますが、病院で診察、治療を受けた場合、医療費の自己負担が原則3割になります。 詳細については、京都市国際交流協会のホームページやこちらの資料をご確認ください。

#### ③ 国民年金への 加入

国民年金は、高齢になったときなどに、所得の保障が受けられるもので、日本国内に居住する20歳以上~60歳未満の人は、外国人を含み、必ず国民年金に加入しなければなりません。ただ、学生の場合は保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」がありますので、区役所で必要な手続きを行うようにしましょう。

#### 在留カードは、常時携帯することが必要です。

不携帯の場合は、20万以下の罰金、入国審査官、入国警備官、警察等からの提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。



見本	住居地記載欄	
届出年月日	居住地	記載者印
2017年3月2日	京都市中京区西ノ京朱雀	中京区長
資格外活動許可	可欄	在留期間更新等許可申請欄

在留資格「留学」は学修・研究をするために与えれた資格です。

住んでいる区/市役所に転出・転入届を提出することで、住所が登録されます。

## 在留資格 ~在留期限と更新~

在留資格



#### 自分のことは、自分の責任で管理する

- ・在留期間 (満了日) をきちんと確認しておく
- ・在留期間が終わる前に、**在留期間の更新手続きをする** 
  - ※ 在留期限の3か月前から手続きができます。
  - ※ 自分自身で入管に書類を持参して申請します。
  - ※ 申請に必要な書類の一部を大学に発行してもらう必要があります。



## 在留資格~在留期限と更新~

在留資格



- ◆ 在留資格を更新する際、大学の成績が入管から認められる在留期間の長さに影響します。
- ◆ 成績が悪く、入管で更新が認められず、

  □本に滞在できなくなる場合

  があります(=強制的に帰国。実際にこうしたケースがあります。)
- 更新が認められた場合でも、希望する在留期間より短くなる場合があります(実際に、3か月間しか認められない場合もあります)。

- 在留資格「留学」は、学修・研究をするために与えれた資格です。
- ◆ 本来の活動目的である学修・研究ではない活動(アルバイト等)は 全て、資格外活動になります。





## 在留資格~資格外活動許可~

在留資格

- ●「資格外活動許可」の期限は、**与えられている在留期限と同じ**です。
- ◆ 在留期間を更新すると(新しい在留カードになると)、すでに取得していた許可は無効となります。改めて、出入国在留管理局で資格外活動許可を取得してください。

(学年暦で定める長期休暇中は、1日8時間、1週間につき40時間以内)



	見本	ſ	: 居地記載欄	
	届出年月日	居住地		記載者印
	2017年3月2日	京都市中京区西ノ京朱雀		中京区長
	この	「許可」は		
		期限まで	<b>与</b> 动	
			FJXII0	
İ	資格外活動許可	計可:原則週2 風俗営業等の		在留期間更新等許可申請欄
J		風俗呂未守の	作事で序へ	11

## 在留資格~資格外活動許可~

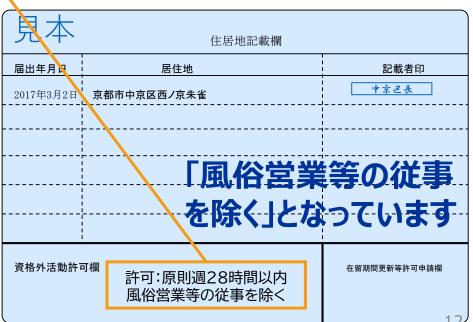
在留資格

● 風俗営業または風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは、 <u>皿洗いや、掃除などの仕事であっても</u>、禁止されています。

【風俗営業とは】スナック、ナイトクラブ、客を接待して飲食させるバー、ホストクラブ、キャバクラ、マージャン、パチンコ、ソープランドなど。そのような場所で<u>皿洗いや、掃除などをすることも禁</u>止されています。インターネット上でわいせつな画像提供に従事することも禁止です。

(大まかには、深夜に酒類を提供する場、室内が暗い、室内で大音響がする場)





## 在留資格~資格外活動許可~

在留資格





● 風俗営業または風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは、 皿洗いや、掃除などの仕事であっても、禁止されています。

【風俗営業とは】スナック、ナイトクラブ、客を接待して飲食させるバー、ホストクラブ、キャバクラ、マージャン、パチンコ、ソープランドなど。そのような場所で<u>皿洗いや、掃除などをすることも禁</u>止されています。インターネット上でわいせつな画像提供に従事することも禁止です。

(大まかには、深夜に酒類を提供する場、室内が暗い、室内で大音響がする場)

## 在留資格 ~再入国のための制度~



## みなし再入国許可

空港で「みなし再入国許可」を申請・ 取得することで、同じ在留カードを用い て再び日本に入国できます(右図→)

みなし再入国許可の有効期限は、 最長で日本出国から1年以内ですが、 在留期限が1年以内の場合は在留 期限までとなります。

日本出国前に、在留カードの期限をよ く確認してください。

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①

Year 年   全年月日   Day 日   Month 月   Year 年   主な渡航先国名   Destination   加国予定期間   1年以内   1年超2年以内   Over one year   Over two years   Dut within two years   Over two years   Dut within two years   Over two years	Siven Names   Given Names   Given Names   Given Names   生年月日   Day 日 Month 月 Year年   主な渡航先国名   Destination   加国予定期間   1年以内   Qver one year   Over two year   Dut within two years   Over two year   Dut within two years   Over two year   Over two year   Over two year   Over two year   Dut within two years   Over two year   Over tw	氏 名	Family N	Name			
生年月日 Date of Birth	生年月日 Date of Birth	10000 HE-E-1	Given Names				
Intended period out of Japan   Within one year Over one year out within two years over two y	Intended period out of Japan Within one year Over one year but within two years Over two year (No./Vessel		Day 日	Month 月	Year 年		
1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.  2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.  (地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、ビレて下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration.	1.一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.  □ 2.「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.  (地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、「回して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)				Intended period	Over one year	
	署名						
			入国許可	ゴルの右	効期間内に正	<b>入国の予定はありません。</b>	

※1年を超えて日本を離れる人のために、「再入国許可」があります。これは、在留期限内であれ ば同じ在留カードを用いて再び日本に入国できる制度ですが、留学生の場合、基本的に用い るケースはありません。申請も空港ではなく、出入国在留管理庁の窓口で行います。

### 留学生の皆さんが忘れずに行う必要があること

在留資格

#### ・在留カード情報の提出

日本に来て在留カードを手に入れた時、在留期間を更新した時、在留資格 変更した時は、在留カード両面の画像をこちらから提出してください。 新入生は全員、入学後RAINBOW IDを受け取り次第すぐに提出して下さい。

・ 在留期間の更新





在留期間が切れる(満了日になる)前に、更新手続きをしてください。

・連絡先情報の登録・更新





日本に来て住む場所を決めた時や引っ越しをした時は、CAMPUS WEBに アクセスして連絡先の登録/修正をしてください。また、学びステーションで学費 請求先住所も修正してください。

・ 一時出国届の提出 🔷





旅行や帰省、研究調査などのために一時的に日本を離れる時は、 「一時出国届」を提出してください。海外で自然災害や紛争、テロ等が発生 した際に、大学や文部科学省が安否確認を進める際に重要です。

#### 留学生の皆さんが忘れずに行う必要があること

#### ・毎月の在籍確認報告の提出

文部科学省・出入国在留管理庁は、全国の国公私立大学に対して、 外国人留学生で1ヵ月以上学習・研究活動を行っていない者(長期 欠席者)を報告するよう義務付けています。

立命館大学でも、毎月、留学生の皆さんが在留資格「留学」に見合う学修/研究活動を行っているかどうかを確認しています。

入学後は、日本に来れている/いないに関わらず、毎月、 manaba+Rのコースから在籍確認アンケート(右QR) に回答してください。



提出しなかった場合、以下の不利益が生じ得ます。

- ・長期欠席者/所在不明者として文部科学省や出入国在留管理庁に報告される
- ・在留期間の更新に必要な書類の交付や奨学金推薦等、大学からの支援が得られない
- ・卒業後も就職活動を続けたいと希望しても、そのための在留資格変更に必要な推薦状を、 大学から発行してもらえない。

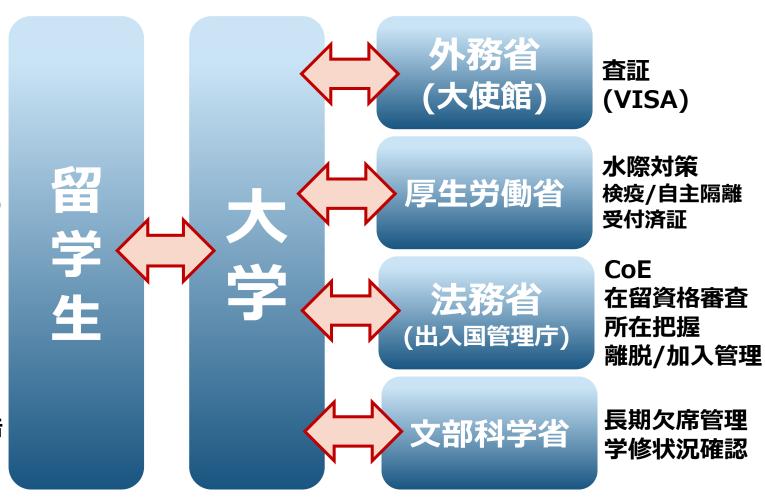
#### どうして色々と提出しなければならないのか?

一時出国届

連絡先情報の 登録/更新

在留カード 提出

毎月の 在籍確認報告 (アンケート)



## 留学生支援コーディネーターについて

生活相談

国際教育センターには、留学生からの学生生活の様々な相談に対応する 「留学生支援コーディネーター」がいます。

相談内容を把握し、必要に応じて学内外の適切な機関と連携して、皆さんが自分自身で困り事を解決できるよう、サポートします。

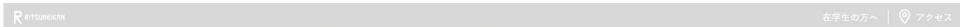
慣れない環境で生活をする上での困り事など、何でも気軽に相談してください。

1対1で相談ができる個別相談(Zoom/対面/メール)も 行っています。小さなことでも大丈夫です。 相談したい人は遠慮なく、右のQRコードから予約しましょう。



Click

## Beyond Borders Plaza (BBP) について



■ BBPは言語や文化、国籍を問わず、皆さんが自由に交流できる場を提供しています。

外国語学習、海外留学、日本での留学生活に関する相談はもちろん、学生同士の出会いが広がるイベントなど、皆さんの 興味・関心に応じて多彩なコンテンツを用意しています。詳細は以下のホームページより確認してください。

国際交流で言語学習を中心とてたグローバルコー

Global Commons Focusing on International Exchange and Language Lea

Beyond Borders Plaza



## 授業料減免·奨学金

授業料減免・奨学金を希望する人は、1年に1回、申請ができます。
 希望する人は、忘れないようにしましょう。

入学時期	申請可能時期
4月	毎年 4 月初旬
9月	毎年 9 月下旬

• 入学して最初の 1 年間の授業料減免については次の通りです。 入学前に授業料 100%減免の対象者に選ばれたという連絡が大学から届いていない大学院生は、入学してすぐ(今の時期)に申請する必要があるので注意してください。

課程	授業料減免の申請・適用が決定される時期
学 部	入学試験の成績によって、入学前に決定されます。
大学院	希望者は、入学してすぐに申請する必要があります。

## 国際教育センターへのアクセス



国際教育センター(明学館)は、一番西側にあります。 正門から歩いて10分ほどかかります。

## 国際教育センターへのアクセス

## >オンラインサポートデスクから

窓口に来る必要なく、各種手続きの申込み/提出、質問・相談ができます。



- ・日本での生活について相談したい
- ・奨学金や授業料減免について相談したい、etc





### ▶国際教育センター窓口まで来る

場 所:明学館(めいがくかん)1階

開室時間:10:00~17:00

- ※ 11:30~12:30は昼休憩のため閉室しています。
- ※ 毎週木曜日は、午後12:30~17:00のみ。
- ※ 長期休暇期間中は午後13:00~17:00のみ。

## 国際教育センターへのアクセス

### 大学のメールBOXとmanaba+Rをこまめに確認してください

- 国際教育センターからのお知らせは学内メールやmanaba+Rを通じて行います。
- ・奨学金や授業料減免の申請についての案内等、重要な連絡を見逃さないよう、定期的に確認してください。
- また、国際教育センターに問合せの電話やメールをする場合は、名前、 学部/研究科、学生証番号を必ず伝えてください。

## 地震等の自然災害への備えについて

日本は災害の多い国です。万一の際、冷静な行動を取れるように、

正しい知識を学んでおきましょう。

立命館大学「災害別対応マニュアル」

http://www.ritsumei.ac.jp/disaster/

2018年6月18日大阪北部地震発生直後の大阪いばらきキャンパスの状況





### 【アルバイト】

- (Q) 日本でUber Eatsなどの配達アルバイトを行ってもよいのでしょうか?
- (A) ご自身で入国管理局に確認してください。 ただ、Uber Eatsなどの配達アルバイトの場合、1週間当たりの 労働時間を客観的に確認しにくいことや、配達中に交通事故な どのトラブルに巻き込まれる可能性があるため、こうしたアルバイト をすることを国際教育センターとしてお勧めしません。

#### 【在留カードの更新と提出先】

- (Q) 在留カードを更新しました。大学に新しい在留カードを提出する必要があることは理解しましたが、大学以外に、どこか新しい在留カードを提出する必要がある場所はありますか?
- (A) ご自身で心当たりがある機関がないか、よく確認してください。例えば、ゆうちょ銀行などの金融機関については更新後の在留カードを提出しなければ一部の金融サービスを差し止めされてしまうことがあります。また、アルバイト先にも更新後の在留カードについて提出する必要があるかどうか、確認をしてください。

#### 【日本での就職に関すること】

- (Q) 大学院を修了したら、日本で就職することを考えております。修士論文を提出した後、もしくは修士号を取得した後に就職活動を行えば、入社に間に合いますか?
- (A) 日本の就職活動は在学中に行う必要があります。 特に修士課程の学生の場合は卒業・修了までに2年間しか無いため、1回 生から就職活動を開始する必要があります。 日本での就職活動については<u>キャリアセンターの資料</u>を確認して理解を深め ましょう。

なお、卒業/修了した場合は、在留カードの有効期限がまだ残っていたとし ても在留資格「留学」は失効します。卒業/修了後も在留資格「留学」のま ま日本に滞在し続けた場合は不法滞在となりますので、1か月以内を目安 に日本を出国するか、別の在留資格に変更する必要があります。

仮に在学中から継続して就職活動を行っていたにもかかわらず、就職先が決定しなかった場合は在留資格「特定活動」に変更する制度があります (ただし各種申請要件があります)。

#### 【日本での家探しについて】

- (Q) アパートを借りる際に、「緊急連絡先」を記入するよう言われました。 大学の連絡先を記入してもよいでしょうか。
- (A) 緊急連絡先に大学の連絡先は記入できません。アパートを借りる際、不動産会社には、留学生が借りられるアパートを紹介してもらってください。

「<u>留学生ハンドブック</u>」と一緒に、「<u>京都ハウジングサーチ for</u> <u>International Students</u>」のウェブサイトも参考にしてください。

